

法人の移転にともなう法人町民税額の計算方法

【ケース①：年度途中でA市から南関町へ本店を移転した場合】

均等割額は暦に従って計算し、1カ月に満たない場合は1カ月とし、3カ月と10日というように、1カ月に満たない端数が生じた場合は10日を切り捨て捨てて3カ月とする。

法人税割は、算定に用いる従業者数は、廃止の前月末の人数に営業月数（端数は切り上げる。）を乗じ、その算定期間の月数で除した従業者数（端数は切り上げる。）で按分して計算します。

●計算例

A市にあった法人が、9月15日に南関町に転入した場合の法人町民税額

- ・事業年度・・・4月1日～3月31日
- ・従業員・・・全従業員17人
- ・法人税額・・・36万円
- ・資本金等の額・・・1,000万円

摘要		南関町の場合	A市の場合 (税率は南関町と同様と仮定する)
事務所等が存在した期間		9月15日～3月31日 ⇒6カ月と17日間	4月1日～9月14日 ⇒5カ月と14日間
均等割	存在した月数	6カ月（端数切捨）	5カ月（端数切捨）
	税額の計算	50,000円×6カ月÷12カ月 =25,000円	50,000円×5カ月÷12カ月 =20,833円 ≒20,800円（100円未満切捨）
法人税割	存在した月数	7カ月（端数切上）	6カ月（端数切捨）
	分割基準となる人数	17人（事業年度末日の人数） ×7カ月÷12カ月 =9.9166…人 ≒10人（端数切上）	17人（転入月の前月末の人数） ×6カ月÷12カ月 =8.5人 ≒9人（端数切上）
	計算上の全従業者数	南関町10人 + A市9人 = 19人	
	課税標準額の計算	360,000円÷19人 =18947.36円 18947.36円×10人 =189473.6円 ≒189,000円（1,000円未満切捨）	360,000円÷19人 =18947.36円 18947.36円×9人 =170526.24円 ≒170,000円（1,000円未満切捨）
	税額の計算	189,000円×9.7% =23,247円 ≒23,200円（100円未満切捨）	170,000円×9.7% =20,910円 ≒20,900円（100円未満切捨）
法人町民税額の合計額		25,000円+23,200円 =48,200円	20,800円+20,900円 =41,700円